

2016年あなたの暮らしはこう変わる

知らなきや損する

2016年も私たちの暮らしにかかわる制度の改正が行われます。

1月からスタートするのが、マイナンバー(社会保障・税番号制度)です。すでに送られてきている12けたのマイナンバーですが、1月からは、身分証明書としても利用でき、申請すれば発行される「個人番号カード」の交付が開始されます。マイナンバーは、当面は税金関係や雇用関係に利用され、今後は銀行口座や医療分野などへの応用が検討されています。

同じく1月から20歳以上の個人投資家が利用できる「NISA(少額投資非課税制度)」の1年間の非課税利用枠が20万円分拡大され、年間100万円から120万円に拡充されます。また、未成年者を対象にした「ジュニアNISA」は、1月から口座開設がスタートし、4月から取り引きができるようになります。なおジュニアNISAの非課税枠は、年間80万円です。

子育て支援としては、4月から年収が360万円未満の世帯を中心に幼稚園や保育所の利用料の負担が軽くなります。現在、幼稚園では、第1子が小学校3年以下の場合、第2子の幼稚園代が半額、3人目以降は無料です。保育所も第1子が小学校就学前なら同じように第2子が半額、3人目以降は無料と、保育料は軽減されていますが、現在国会で審議されている予算案が通ると、4月以降年収が360万円未満の世帯では学年の制限がなくなり、第1子が何歳でも第2子は半額、第3子以降は無料となり、子育て負担の軽減につながりそうです。

同じく4月から家計に大きな影響がありそうなのが、電気の小売業への参入の全面自

由化です。様々な事業者が電気の小売市場に参入してくることで電力会社の選択が可能になります。それぞれの小売業者が顧客獲得のため創意工夫をしてくることで、サービスの種類や内容が多様化して、料金メニューの幅も広がるようになるでしょう。上手に選べば電気料金も通信料金も一緒に節約ができるかもしれません。

今年の制度改正の特徴の一つに、所得が高い会社員等の負担が重くなる点があります。1月からは、年収が1200万円を超える会社員や公務員の所得税の増税(対象者は全国で約120万人)が始まり、さらに4月からは健康保険料の引き上げもあり、月収で123万5千円以上の人(対象者は約30万人)は月1万円ほど負担が増えるなど、2016年からは高所得者は負担増が始まります。

パートの人も負担増になる制度改正が10月から行われます。ただし、制度改正の対象者は、従業員が501人以上の企業に限られるので、対象者は約25万人です。制度改正の内容は、年金や健康保険の保険料が発生するパートの労働時間が「週30時間以上」から「週20時間以上」に引き下がります。これに伴って、健康保険の扶養者になれる年収の要件が「年収130万円以上」から「年収106万以上」に下がることになります。

今年もコラムを通じて、知らないで損することがないように、様々な情報を分かりやすく皆様にお届けしていきたいと思っております。



暮らしのマネープラン相談センター 所長
サートファイアドファイナンシャルプランナー

高橋 昌子

いしかわ暮らしのマネープラン

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 …………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 …………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F] ☎076-232-2038 要予約

要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00